

## 県主催イベント・会議等の考え方について

※下線部は5/5からの変更箇所

令和 2 年 5 月 1 5 日

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の県内累積新規感染者数は4月中旬以降横ばい傾向であり、4月29日以降、新規発生はなく、感染拡大が一定範囲に抑えられている状況である。

また、5月14日の政府対策本部会議において、緊急事態宣言の対象区域が変更され、本県の緊急事態措置は解除となった。

このことから、国の基本方針や国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等も踏まえ、県主催のイベントや会議等の考え方について、5月31日まで、以下の方針で対応することとする。

なお、以下の考え方については、患者発生状況や国の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

### 1 県主催のイベントについて（式典，講演会，研修会等）

#### 【基本的な考え方】

- ① 屋内イベントは、原則100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にする
- ② 屋外イベントは、原則200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保する
- ③ 感染リスクへの対応が整わないイベントは原則中止又は延期を含め慎重な対応をする

#### 【開催する場合の留意事項】

- ・ 会場及び待合場所等における3つの密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する
- ・ 人と人との間隔をできるだけ2mを目安に確保する
- ・ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等がされないよう留意する
- ・ 参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握しておく
- ・ イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ・ 風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ・ 2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する
- ・ 高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ・ マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ・ 手洗いの徹底
- ・ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置
- ・ こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ・ 入場者の制限や誘導

## 2 県主催の会議（審議会、説明会等）について

- ・ 実施する場合は、規模の縮小や感染予防策を徹底すること。（イベントを開催する場合の留意事項を参照）
- ・ ウェブ会議を積極的に活用すること。

## 3 職員の出張について

- ・ 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を見直すこと。  
（例）打合せについて、可能なものは電話やメールで対応  
出張する職員の人数や出張数を最小限とする
- ・ 業務上出張せざるを得ない場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。
- ・ 特定警戒都道府県や感染拡大傾向のある地域への出張は避けること